

第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 事業者候補選定プロポーザル実施基本方針

1. 業務概要

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定した、令和2年度からの5年を2期とする松阪市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に期間満了を迎えるため、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する業務を委託する。

(令和5年度業務内容)

- ・ニーズ調査
- ・国等から示される情報の収集・整理
- ・現状の分析と課題の整理
- ・子ども・子育て会議の運営支援など
- ・需要量の推計・確保量の検討
- ・報告書の作成

(令和6年度業務内容)

- ・目標量の設定
- ・事業計画骨子案の策定
- ・松阪市子ども・子育て会議の支援
- ・事業計画案の策定支援
- ・パブリックコメントの実施支援
- ・計画書及び概要版の作成

※子ども・子育て支援事業計画は、ニーズ調査に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、本市の確保策に基づく提供量を示すものであるものであり、ニーズ調査で得られたデータを有効かつ的確に活用するため、令和5年度及び令和6年度の業務を一括して、同一事業者に委託する。

2. 予算額

総額 6,581,000円

令和5年度 委託料 2,852千円（当初予算額）

令和6年度 委託料 3,729千円（債務負担行為）

3. プロポーザル方式の採用理由

子ども・子育て支援事業計画は法定計画であり国の基本指針に即して策定することが求められており、受託者には、策定期間中に開催される国の子ども・子育て会議等の動向を機敏に収集し本市計画に反映していく能力と体制が求められる。また、本計画はニーズ調

査に基づきニーズ量を算出し、その提供量を決定するものであり、本市の諮問機関である子ども・子育て会議にて専門的見地から出される委員からの意見を反映し、短期間にニーズ量を補正する能力も求められる。さらに、全国の市町村が同時期の策定となるため、他の自治体の対応についても本市の策定の参考としたいところもある。

上記のことから、契約候補者の選定に当たっては、価格のみの競争ではなく、実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を総合的に評価する必要があるためプロポーザル方式を採用したい。

4. 期待できる効果

市民のニーズ及び本市の子ども・子育て会議の意向と国が求める計画内容との整合性が保たれた、5年間の子ども・子育て支援事業計画が策定できる。

5. 事業スケジュール

令和5年	
7月18日	入札審査会
7月26日	ホームページ公開
8月31日	企画提案書及び見積書の提出期限
9月中旬	プレゼンテーションの開催（審査委員会による選定）
10月下旬	第33回松阪市子ども・子育て会議開催 ニーズ調査項目の審議
12月中旬	ニーズ調査の実施 調査の集計・結果分析
令和6年	
3月中旬	第34回松阪市子ども・子育て会議開催 ニーズ調査結果の審議
3月下旬	ニーズ調査結果報告書の納品
7月	第35回松阪市子ども・子育て会議開催 計画案審議
9月	第36回松阪市子ども・子育て会議開催 計画案審議
12月	第37回松阪市子ども・子育て会議開催 計画案審議 パブリックコメント
令和7年	
2月	第38回松阪市子ども・子育て会議開催 計画決定
3月	計画書納品

6. 審査方法の概要

子ども・子育て会議会長、同会議副会長、こども局長、こども支援課長、こども未来課長、の5名をもって審査委員会を構成し、実績、従事体制、情報収集体制、ニーズ調査及び計画に関する提案等と見積書の価格を評点化し事業者候補を選定する。